●香川県告示第２０１号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和８年11月４日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　形質変更時要届出区域

坂出市入船町一丁目３７２番74の一部（次の図に示す部分に限る。）

２　土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ほう素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その関係図書を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）